

平成二十一年四月一日提出
質問第一六七号

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する第三回質問主

意書

平成十五年十一月十五日に開催された竹島北方領土返還要求運動島根大会（以下、「大会」という。）と、毎年二月二十二日の「竹島の日」に行われる記念式典（以下、「記念式典」という。）につき、どちらも島根県主催で開催されるものであるが、「大会」には外務大臣はじめ政府職員が参加しているのに対して、「記念式典」にはこれまで政府として職員を参加させる等の関与は何も行っていない。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七一第二〇八号）を踏まえ、再度質問する。

一 「大会」と「記念式典」に対する政府の取組が前文にある通り著しく異なっていることにつき、「前回答弁書」では、「先の答弁書（平成二十年十一月十八日内閣衆質一七〇第二一七号）一から三までについてでお答えしたとおり、北方領土問題及び竹島問題の経緯及び状況等を踏まえ、それぞれの領土問題について適切に対応してきており、これまで、その旨を対外的に説明してきている。」との答弁がなされている。右答弁には「その旨を対外的に説明してきている」とあるが、当方が問うているのは、「大会」と「記念式典」に対する政府の取組、ひいては竹島問題と北方領土問題に対する政府の取組のあり方が大き

く異なる理由に係る政府の説明の具体的な内容である。政府として、これまでいつ、どのような方策をもって、どの政府職員が、誰またはどこに対して、どのような内容の説明を行ってきたのか、具体的事例を挙げての、政府による詳細な説明を求める。

二 前回質問主意書で、政府として、竹島問題に対する政府の取組と、北方領土問題に対する政府の取組のあり方が大きく異なることについて、国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民から、十分な理解を得られていると考えているかと問うたところ、「前回答弁書」では「今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。」との答弁がなされているが、当方は国民の理解を得ることに向けた政府の決意の披瀝を求めているのではない。竹島問題と北方領土問題に対する政府の取組のあり方がそれぞれ大きく異なることについて、なぜ政府としてその様な対応をとらなくてはならないのか、国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民から、十分な理解を得られているか。島根県で竹島問題の解決に向けた運動を積極的に行っている県民から直接話を聞いている当方としては、右の政府の対応について、島根県民の多くはとも十分な理解を示しているとは言えないと思料する。政府の見解を明確に示されたい。

三 前回質問主意書で、島根県民は、竹島問題に対する政府の取組に大きな不満を抱いているのではないか

と問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年三月十日内閣衆質一七二第一七〇号）一から三までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右の答弁の内容は「政府として御指摘の記念式典に政府職員を出席させることはしなかったが、先の答弁書（平成二十一年二月二十七日内閣衆質一七二第一三六号）一についてでお答えしたとおり、外務省としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。」というものであるが、当方は、政府、特に外務省が、同省の竹島問題に対する取組について国民の理解を得ようする決意の披瀝を求めているのではない。政府、特に外務省の竹島問題に対する取組に係る島根県民の不満について問うているにも関わらず、政府、特に外務省として右の様な答弁をするのはなぜか。

四 島根県民が竹島問題に対する政府の取組に大きな不満を抱いていることを、政府、特に外務省は承知しているか。明確な答弁を求めらる。

右質問する。